

令和2年5月 14 日  
改訂:令和2年5月 21 日  
改訂:令和2年7月 27 日  
改訂:令和3年9月 24 日

# 指定自動車教習所における 新型コロナウイルス感染症の 感染防止のためのガイドライン

(一社) 全日本指定自動車教習所協会連合会

## 1 ガイドラインの趣旨

このガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において示されている今後の持続的な対策を見据え、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日付け新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）を参考に、指定自動車教習所業界において、自主的な新型コロナウイルス感染症の感染防止のための取組を進めるために作成したものです。

会員の指定自動車教習所（以下「教習所」という。）にあつては、現場において創意工夫をしながら、別添1の「指定自動車教習所における新型コロナウイルス感染症の感染防止チェックリスト」も活用して、このガイドラインを実践して下さい。

また、新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、円滑な社会復帰のための十分な配慮をして下さい。

## 2 リスク評価とリスクに応じた対応

教習所においては、まずは、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、職員の理解を徹底して下さい。また、職員同士及び教習生等との直接的または間接的接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討して下さい。

- (1) 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど、手が触れる環境表面と接触の頻度を特定します。高頻度接触部位（窓口カウンター、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、マウス、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、車のハンドル・シフトレバー・ドアノブなど）には特に注意して下さい。
- (2) 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離をどの程度空けることができるかや、教習所内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価します。

## 3 基本的留意点

基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、そのための留意点は次のとおりです。

- (1) 人との接触の回避、対人距離の確保（できるだけ2メートル（最低1メートル）を目安に）（ソーシャルディスタンス）

- (2) 感染防止のための来所者の適切な誘導（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状（咳、鼻汁、倦怠感など）及び体調不良を認める者の入場制限を含む。）
- (3) 入口、教習所及び宿泊を伴う教習における専用宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）内の手指の消毒設備の設置
- (4) マスク（可能な限り不織布。以下同じ。）の正しい着用の徹底（職員、来所者及び宿泊施設の宿泊者に対する周知）
- (5) 教習所、車両及び宿泊施設内の常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）の徹底（可能であれば2方向の窓を同時に開ける。）
- (6) 教習所、車両及び宿泊施設内の消毒  
（参考1）新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

- (7) 手洗い、咳エチケットの徹底  
なお、(2)の「密」とは、感染を拡大させるリスクや、クラスター（患者集団）発生リスクを高める3つの条件、①換気の悪い密閉空間、②多くの人の密集する場所、③近距離での会話や発声が行われる密接場面のいわゆる「三つの密」をいいます。しかし、三つの密が揃わなくても、また一つの密でも感染リスクになります。

#### 4 教習生の入所者数の管理と入所時の対応

- (1) 警察庁交通局長通達「指定自動車教習所の教習の標準」では、「教習生の入所制限」について、「教習生として入所させる者の数は、当該自動車教習所の規模に応じ適正なものとする。」と規定されていますが、さらに、特に3の(1)・(2)の対策を徹底するために必要な数となるよう、教習生の入所者数を管理して下さい。
- (2) 教習生の入所に際しては、都道府県知事からの要請に基づき実施している措置や、このガイドラインに基づき実施している感染防止措置について説明し、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い等、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示した、別添2の「新しい生活様式」の実践例に掲げる対策などへの協力を誓約させるように努めて下さい。

#### 5 症状のある人の来所制限

新型コロナウイルス感染症は、発症していない人からの感染もあると考えられていますが、教習所における感染対策として最も優先すべき対策は、症

状のある人の来所を制限することであり、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は、来所しないようにホームページ、SNS、掲示（入口、駐車場や所内）、チラシ等で呼びかけて下さい。

また、新型コロナウイルス感染症について陽性とされた者との濃厚接触がある人、日頃、寝食を共にする者や、職場で同じ空間・環境を共有する者に感染が疑われるものがある人、過去14日以内に入管法に基づく入国制限対象地域に滞在歴のある人及びその者との濃厚接触がある人についても、同様に対応して下さい。

なお、濃厚接触とは、マスクを正しく装着していない状況（鼻孔を覆っていないなど）での2メートル以内かつ15分以上の接触などをいいます。

## 6 送迎時の対応

- (1) 対人距離を確保するために、できるだけ2メートル（最低1メートル）を目安に間隔を空けて座席に座ることができるよう、送迎車両への乗車を予約制にするなどして、乗車人数を管理して下さい。
- (2) 送迎車両の運行中は、複数の窓を同時に開けて換気することを徹底して下さい。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応して下さい。
- (3) 運行を行った都度、送迎車両内の教習生が触れる可能性が高い箇所を中心に消毒して下さい。

## 7 来所時の対応

- (1) 来所者には、入口に設置したアルコール手指消毒液で手指を消毒してもらうこと、及び手洗いを励行してもらうことを周知するとともに、密にならないよう職員、教習生、受講者等の適切な導線を設定して下さい。
- (2) 発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人の入場を制限するために、受付において、非接触体温計による体温測定（検温）や体調の申告をしてもらうとともに、陽性者との濃厚接触等感染が疑われる事項についても申告してもらって下さい。
- (3) 教習所、車両及び宿泊施設内では必ずマスクを着用してもらうよう、職員、来所者及び宿泊施設の宿泊者に対して周知して下さい。マスクをしていない、または忘れた人には、販売または提供するなどして下さい。
- (4) 職員、来所者及び宿泊施設の宿泊者に対し、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をダウンロードし、電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすることを推奨したり、自治体が運用している新型コロナウイルス接触通知サービスへの登録や、施設に掲示するQRコード

の読取を奨励するなどして下さい。

## 8 宿泊施設での対応

宿泊施設の宿泊者は、遠隔地から来訪する者も多く、また、狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため感染リスクが高まることを踏まえ、次のことに留意して下さい。

- (1) 宿泊施設の宿泊者については、可能な限り入所する直前に PCR 検査または抗原検査を受けることを求めること、入所後においても PCR 検査または抗原検査を行うことなどを検討して下さい。
- (2) 全国の感染状況等を踏まえ、宿泊室の運用については可能な限り個室化するなどの見直しを行うとともに、宿泊室及び宿泊施設内の共有スペース等において、三つの密をそれぞれ防ぐことを徹底して下さい。
- (3) 宿泊施設における共有設備（トイレ・洗面室、浴室、食堂、談話室など）については、9～12 に準じた感染防止対策に努めて下さい。
- (4) 宿泊施設の宿泊者の毎日の健康状態を把握するとともに、体調の悪いときには隠すことなく申告させるようにして下さい。

## 9 共有スペースでの対応

- (1) 教習所内の各所にアルコール手指消毒液を設置し、利用者がいつでも手指の消毒を行えるような環境をつくって下さい。
- (2) 複数の人の手が触れる場所（ドアノブ、窓口カウンター、椅子の背もたれ、手すり、エレベーターのボタンなど）を始業前に消毒するほか、適宜消毒して下さい。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃を行って下さい。
- (3) 対人距離を確保するために、椅子の配置やベンチシートなどは、できるだけ2メートル（最低1メートル）を目安に間隔を空け、2メートル以内の間隔で対面して座ることがないように配置して下さい。
- (4) 受付など、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽して下さい。

なお、遮蔽物は、アクリル板など板状のものの方が防火上望ましいが、透明ビニールカーテンなどを使用する場合には、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにし、どうしても必要な場合には、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用して下さい。

- (5) ロビーや待合室は、複数の窓を同時に開けて換気することを徹底して下さい。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応して下さい。乾燥する場合には、湿度40%以上を目安に加湿して下さい。

- (6) ロビーや待合室において、教習生等同士が大声での会話を行わないよう呼びかけるとともに、視聴覚教材の効果音等を最小限のものとし、職員が教習生等同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態として下さい。
- (7) 窓を開けて換気することができない屋内の喫煙専用室は、クラスターの発生源となりますから、必ず閉鎖して下さい。
- (8) 更衣室を設けている教習所は、利用人数を制限したり、室内での会話の禁止を促すなどして下さい。

## 10 トイレ・洗面室

トイレ・洗面室については、感染リスクが比較的高いと考えられているため、次のことに留意して下さい。

- (1) 便器内は通常の清掃でよいが、不特定多数の人が接触する箇所（フラッシュ用のレバーなど）は、アルコールによる清拭消毒を行って下さい。噴霧式は推奨されませんが、使用せざるを得ない場合は、吸い込まないように留意し、また、噴霧した表面をゴシゴシと拭き取る作業を必ず加えて下さい。
- (2) トイレの上蓋を閉めて汚物を流すよう表示して下さい。
- (3) ハンドドライヤーの利用は止め、共通のタオルは感染源になりますので撤去して下さい。
- (4) 歯磨きをするときは、複数人が同時にしないこと、換気を徹底することなどを周知して下さい。
- (5) 感染予防のためのうがいは、飛沫を飛散させるので、行わないように指導して下さい。

## 11 食堂・喫茶室、休憩スペース

大人数や長時間に及ぶ飲食は感染リスクが高まること、また、休憩時間に入ったときなど居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることを踏まえ、来所者が利用する食堂・喫茶室や、職員の休憩スペースについては、次のことに留意して下さい。

- (1) 人の密集や飛沫感染を防止するために、一度に利用する人数を減らしたり、利用時間をずらすなどの工夫をして、できるだけ2メートル（最低1メートル）を目安に間隔を空けて座席に座ることができるようにし、対面で食事や会話をしないようにして下さい。また、食事中以外のマスクの着用を徹底し、食事中の会話は、原則として禁止して下さい。
- (2) 複数の窓を同時に開けて換気することを徹底して下さい。天候その他の

気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応して下さい。乾燥する場合には、湿度 40%以上を目安に加湿して下さい。

- (3) 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図って下さい。
- (4) 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒して下さい。
- (5) 職員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをして下さい。

## 12 ゴミの廃棄

- (1) ゴミを回収する際は、マスクや手袋を着用し、ビニール袋に入れて密閉して下さい。
- (2) マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で 30 秒間ほど手を洗って下さい。

## 13 技能教習時の対応

技能教習では、「三つの密」のうち、近距離での会話や発声の状態が生じますが、次のことに留意して、感染のリスクを下げるようにして下さい。

- (1) 飛沫感染を防止するために、指導員及び教習生はマスクの着用を徹底して下さい。
- (2) 教習中は、可能な限り、車両の複数の窓を同時に開けて換気することを徹底して下さい。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応して下さい。
- (3) 手袋は、医療機関でなければ特に必要はないとされていますが、指導員が、清潔な白手袋を着用することなどにより、教習生に安心感を与えることができます。ただし、常時手袋を着用することなく、こまめに手を洗って下さい。
- (4) 教習を行った都度、ハンドル、シフトレバー、ドアノブなど、頻繁に教習生が触れた箇所を中心に消毒して下さい。

## 14 学科教習時の対応

- (1) 対人距離を確保するために、教習生が、できるだけ 2メートル（最低 1メートル）を目安に間隔を空けて座ることができるように、着席場所や受講人数の制限を行って下さい。
- (2) 飛沫感染を防止するために、指導員及び教習生はマスクの着用を徹底して下さい。
- (3) 教習中は、教室の複数の窓を同時に開けて換気することを徹底して下さい。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応して下さい。

乾燥する場合には、湿度 40%以上を目安に加湿して下さい。

- (4) 教習を行った後、テーブル、椅子の背もたれなど必要な箇所を定期的に消毒して下さい。

## 15 技能検定時の対応

- (1) 検定の説明の際も、学科教習時と同様、密にならないように着席場所や入室人数の制限を行って下さい。
- (2) 検定待合室も、密にならないように配慮して下さい。
- (3) 検定中も、技能教習時と同様の対応を行って下さい。

## 16 仮免許学科試験時の対応

学科教習時と同様の対応を行って下さい。解答記入用の鉛筆の貸出を行っている場合には、回収後にアルコールで拭いて消毒して下さい。

## 17 効果測定や自習時の対応

- (1) 効果測定等の教室を設けている教習所は、密にならないように座席や器材の配置を行って下さい。
- (2) パソコンなどを使用している場合には、マウス、キーボードなど必要な箇所を適宜、消毒して下さい。
- (3) 多くの学習システムは Web に対応していますので、自習は原則として自分のパソコンやスマホにて行ってもらうようにして下さい。

## 18 高齢者講習時の対応

高齢者や持病のある人については、感染した場合の重症化リスクが高いことを踏まえ、より慎重で徹底した対応をとるようにして下さい。

- (1) 飛沫感染を防止するために、指導員及び受講者はマスクの着用を徹底して下さい。
- (2) 教室及び車両内は、可能な限り、複数の窓を同時に開けて換気することを徹底して下さい。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応して下さい。乾燥する場合には、湿度 40%以上を目安に加湿して下さい。
- (3) 認知機能検査や座学・運転適性検査時は、できるだけ 2メートル（最低 1メートル）を目安に間隔を空けて座ることができるように、座席や器材の配置を行って下さい。
- (4) 運転適性検査器材は、使用後に表面をアルコールで拭いて消毒して下さい。
- (5) 実車指導に際しては、車外からの観察の方法を活用するなどして、車両



内が密にならないように配慮して下さい。

- (6) 実車指導時は、運転する受講者が交代する都度、ハンドル、シフトレバー、ドアノブなど、頻繁に受講者が触れた箇所を中心に消毒して下さい。
- (7) その他受講する高齢者の不安な気持ちに寄り添い、安心・安全の確保に十分留意しながら講習を実施して下さい。

## 19 職員の感染防止措置及び検査の更なる活用・徹底

- (1) 職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等に備え、保健所や医療機関との連絡体制や教習所の運営体制の整備について検討して下さい。
- (2) 出勤前に検温するなど健康のチェックを行うほか、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態の把握に努めて下さい。発熱や咳・咽頭痛などの症状がある職員は、出勤させず自宅で静養させて下さい。

また、このような体調不良者が2日続けて認められる場合には、職員間でのなんらかの感染症の伝播を疑い、必要に応じて保健所に相談し、同時に、マスク着用や手指消毒が順守されているか確認して下さい。

- (3) お互いに体調を気遣い、体調の悪いときには我慢することなく申告できるような雰囲気醸成して下さい。
- (4) 出勤後に体調が悪い職員が見出された場合や職員が発熱などの体調不良を訴えた場合は、その職員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施して下さい。
- (5) 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合は、保健所の了承を得た上で、接触者に対してPCR検査等を速やかに実施して下さい。また、抗原検査が陰性であっても感染を完全には否定できないので、症状が続く場合は自宅待機として下さい。

- (6) 抗原簡易キットの購入に当たっては、①連携医療機関を定めること、②検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること、及び③国が承認した抗原簡易キットを用いることが必要です。

これらの具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、参考2・3のURLを参照して下さい。

(参考2) 職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について(令和3年6月25日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

(参考3) 職場における積極的な検査の促進について(令和3年8月13日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

- (7) クラスター発生の危険性が高い職場環境では、職員に対する定期的なPCR検査の実施についても検討して下さい。
- (8) 事務作業を行う職員等については、業務に支障とならない範囲で、テレワーク等遠隔業務の実施について検討して下さい。
- (9) こまめな手洗いや手指の消毒を励行させて下さい。
- (10) ユニフォームをこまめに洗濯するよう努めて下さい。
- (11) 職員が、休養、睡眠などにより抵抗力を高めていくことができるように配慮して下さい。
- (12) 研修会を開催するなどにより、別添2の「新しい生活様式」の実践例の周知徹底を図るなど、職員一人ひとりの意識を高めることが重要です。

## 20 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応

地域での感染拡大の可能性が報告された場合には、業務を一時停止することを検討して下さい。

## 21 ガイドラインの改訂

このガイドラインは、今後、必要に応じて適宜改訂を行うこととします。